

船橋市PTA連合会会則

第1章 名称および事務局

第1条 本会は、船橋市PTA連合会と称し、事務局を船橋市教育委員会青少年課内におく。
所在地：船橋市湊町 2-10-25

第2章 組織

第2条 本会は、この会の目的に賛同する船橋市立小学校・中学校PTAによって組織する。

第3章 目的および活動

第3条 本会は、単位PTA相互の連絡をはかり、あい携えてPTA本来の目的である、保護者と教師がいっしょになって、子どものしあわせと心身ともに健やかな成長を図ることを達成するため協調し、健全な発展をはかる。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 単位PTA相互の連絡・情報交換を行う。
2. PTAのあり方を研究・協議して、その普及につとめる。
3. 単位PTAに共通する課題の解決にあたる。
4. 教育尊重の世論形成につとめる。
5. その他必要な事項

第4章 方針

第5条 本会は、次の方針に基づき活動する。

1. 本会は、自主独立の民主団体であり、他からの支配・統制・干渉を受けない。
2. 本会は、非営利目的・非宗教的・非政党的な団体であって、これに反する活動はしない。
3. 本会は、単位PTAの自由な活動を尊重する。
4. 本会は、青少年の健全育成のために活動する他団体・機関と協力する。

第5章 会員

第6条 本会の会員は、本会を組織する単位PTAの会員とする。

第7条 本会の会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第6章 役員

第8条 本会は、次の役員をおく。

- (1) 会 長 1 名 (2)副会長 6 名 (3)書 記 2 名
(4) 会 計 1 名 (5)監 事 2 名 (6)事務局長 1 名

但し、本会の役員は状況に応じて増減することができる。

第9条 本会の役員は、別に定める規則により、会員の中から候補者を推薦し、総会において選出する。

第10条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

1. 役員に欠員を生じた場合は、理事会において後任を選出し、その任期は、前任者の残任期間とする。

第11条 役員は、本会の他の役員・理事および専門委員を兼ねることはできない。

第12条 役員の任務は、次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
3. 書記は、本会の記録にあたる。
4. 会計は、本会の経理をつかさどる。
5. 監事は、本会の経理および会務執行の状況を監査する。
6. 事務局長は、会長の指示をうけて、本会の企画・庶務にあたる。

第7章 理事・常任理事・専門委員および相談役

第13条 理事は、単位PTAから1名を選出する。

1. 原則、理事は、専門委員を兼ねることはできない。

第14条 常任理事・専門委員は、別に定める規則により選出し、会長が理事会の承認を得て、任命する。

第15条 理事・常任理事・専門委員および相談役の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第16条 本会の円滑な運営をはかるため、理事会の承認を得て相談役を置くことができる。相談役は、会長が委嘱する。

第8章 会議

第1節 総則

第17条 会議は、総会・役員会・理事会・常任理事会および専門委員会とし、会議は特別の事由がある場合を除き、すべて公開する。

第18条 総会および理事会の議長は、会議構成員の中から選出する。

第19条 総会は、代議員の2分の1の出席によって成立する。ただし、委任状をもって出席とみなす。

第20条 総会の議事は、代議員の過半数で議決し、可否同数のときは議長が決める。

1. 理事会の議事は、出席理事の過半数で議決し、可否同数のときは議長が決める。

第2節 総 会

第21条 総会は、本会の最高議決機関であって、単位PTAから選出された代議員により構成する。
なお、代議員には、役員・理事・専門委員長を含むものとし、代議員の員数は3名とする。

第22条 総会は、定期総会と臨時総会とする。

1. 定期総会は、毎年5月に開催する。

2. 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または3分の2以上の理事から要請があったとき開催する。

第23条 総会は、次の事項を審議する。

1. 会則の改廃
2. 会務および年間活動計画
3. 予算および決算
4. 役員の選出
5. その他必要と認めた事項

第3節 役員会

第24条 役員会は、第8条に規定する役員をもって構成する。ただし、会長が必要と認めたときは、役員以外のものを加えることができる。

第25条 役員会は、次の事項を審議する。

1. 総会または理事会に付議すべき事項
2. 総会または理事会から委任された事項
3. 会務運営に必要な事項
4. その他の団体との連携等会の活動に関する事項

第26条 役員会は、必要に応じて開催する。

第4節 理事会

第 27 条 理事会は、役員・理事および会長が必要と認める者をもって構成する。

第 28 条 理事会は、次の事項を審議決定する。

1. 総会に付議すべき事項
2. 総会から委任された事項
3. その他会務運営に必要な事項

第 29 条 理事会は、年5回以上開催する。

第5節 常任理事会

第 30 条 常任理事会は、役員および常任理事ならびに専門委員長をもって構成する。

第 31 条 常任理事会は、理事会の議決に基づいて、本会の運営管理および各種事業の推進にあたる。

第 32 条 常任理事会は、必要に応じて開催する。

第6節 専門委員会

第 33 条 本会の活動に際し、専門活動の調査及び審議が必要と認められるときは、理事会の議決により専門委員会を置くことができる。

第 34 条 専門委員会は、単位PTAから選出された専門委員をもって構成し、委員の互選により委員長を選出する。また、活動内容は必要に応じ、理事会の承認を得るものとする。

第7節 特別委員会

第 35 条 本会の活動に特別に必要なときは、理事会の議決により特別委員会を置くことができる。

第9章 個人情報の取り扱いについて

第 36 条 本会は、個人情報保護法厳守のため、個人情報保護方針を定め、適正に取り扱うこととする。

第 10 章 経理および監査

第 37 条 本会の経費は、会費およびその他の収入をもってあてる。

第 38 条 本会の会費は、会員数を基準として算出する。

第 39 条 本会の決算は、監事の監査を経て、総会に報告し、その承認を得なければならない。

第 40 条 本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月 31 日をもって終わる。

第 11 章 事務局職員

第 41 条 本会の事務を処理するために、職員をおくことができる。職員の勤務については、別に内規で定める。

第 12 章 改正

第 42 条 会則は、総会において出席代議員の3分の2以上の同意により改正することができる。

第 13 章 その他

第 43 条 会長は、本会の運営上必要と認められるときは、理事会の承認のうえ規約を設けることができる。